事務連絡

平成３０年５月３１日

　各市町障害福祉主管課長　様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

**身体障害者手帳に係る視覚障害の認定基準の**

**一部改正について（依頼）**

平素は、本県の障害福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省において身体障害者手帳の認定方法の見直しの検討が行われ、視覚障害に係る認定基準等が一部改正され、平成30年７月１日から適用されることとなりました※１。

つきましては、円滑な施行に向け、別添のとおり周知用リーフレットを作成しましたので、申請者に手交いただく等、改正内容の周知徹底についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成30年６月30日までに作成された診断書・意見書については、従前の取扱いとなりますのでご留意ください。

また、これに伴い、本県の身体障害者診断指針及び診断書・意見書についても改正を行う予定です。これについては、確定次第、別途ご連絡します。下記の県ホームページに掲載しますので適宜ご確認願います※２。

※１．ご参考として、厚生労働省からの身体障害認定基準等の改正に関する通知を添付します。

　※２．診断書・意見書の新様式については、別途、需用見込調査のうえ作成する予定です。それまでに新様式が必要となった場合は、お手数ですが県ホームページより適宜印刷してご対応願います。

記

〔県ホームページ〕

　https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19\_000000177.html

　ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 身体障害者 > 身体障害者手帳診断指針等

【担当】

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課

　身体・知的障害福祉班　　岡野

TEL：(078) - 341 - 7711 （内線2963）

【基準についての問合せ先】

　兵庫県身体障害者更生相談所

　　　TEL：(078) - 927 – 2727（内線3307、3308、3309）